

## 平成18年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

平成18年6月23日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）  
議案第64号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正について  
議案第65号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第66号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
議案第67号 那須塩原市公民館条例の一部改正について  
議案第68号 那須塩原市図書館条例の一部改正について  
議案第69号 那須塩原市児童クラブ条例の一部改正について  
議案第70号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について  
議案第71号 那須塩原市下水道条例の一部改正について  
議案第72号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について  
議案第73号 普通財産の貸付けについて  
議案第74号 市道路線の廃止及び認定について  
請願・陳情等について  
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議員の派遣について  
（採決）
- 追加（第1号）
- 日程第 1 発議第 3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 発議第 4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 報告第22号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]  
（報告）
- 日程第 4 報告第23号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]  
（報告）
- 日程第 5 報告第24号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]  
（報告）

日程第 6 報告第 25 号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]  
(報告)

日程第 7 報告第 26 号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]  
(報告)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	総合政策室長	岡崎修君
総務部長	田辺茂君	総務課長	平山照夫君
財政課長	増田徹君	生活環境部長	松下昇君
環境課長	高塩富男君	市民福祉部長	渡部義美君
福祉事務所長	大田原稔君	社会福祉課長	松本睦男君
産業観光部長	田代仁君	農務課長	二ノ宮栄治君
建設部長	向井明君	都市計画課長	江連彰君
水道部長	君島良一君	水道管理課長	金沢郁夫君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 長  
西那須野  
支所 長

織 田 哲 徳 君

農 業 委 員 会 長  
農 事 務 局 長

枝 幸 夫 君

八 木 源 一 君

塩 原 支 所 長

櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 千 本 木 武 則

議 事 課 長 石 井 博

議 事 調 査 係 長 斉 藤 兼 次

議 事 調 査 係 福 田 博 昭

議 事 調 査 係 高 塩 浩 幸

議 事 調 査 係 佐 藤 吉 将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎議案第63号～議案第74号及

び請願・陳情等の各常任委員長

報告、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第1、議案第63号から議案第74号までの12件、及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

○総務教育常任委員長（植木弘行君） おはようございます。

ただいまより、総務教育常任委員会の報告を申し上げます。

平成18年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件1件、条例案件2件、陳情2件、その他案件1件の計6件であります。

これを審査するために、去る6月19日午前10時

より第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長以下、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

まず、予算案件から報告したいと思います。各課ごとの予算内容部分は報告から省かせていただき、委員から出された意見、要望と討論をもって審査とさせていただきます。

それでは、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

総務部財政課については、全員異議なく承認いたしました。

教育委員会、学校教育課では、黒磯北中と日新中における連携事業というのは、自分のところから手を挙げるのか、それとも連携をとっている実績があるので声をかけるのかとの質問に、2学区とも地域との連携が進んでいるということがあるので、それを土台として、さらに内容を充実させていく方向のためと答弁がありました。全員異議なく承認いたしました。

以上、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）については、すべて全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第67号 那須塩原市公民館条例の一部改正についてを申し上げます。

この条例は、太夫塚地内に建設している体験学習施設が平成18年9月1日から供用開始ということから、西那須野公民館にあるので、その位置を変更する条例の改正です。全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第68号 那須塩原市図書館条例の一部改正について申し上げます。

この条例は、西那須野公民館内に図書館の分室を設置するというので、分室の名称、位置を追

加するものです。全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第72号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを申し上げます。

本案は、那須地区広域行政事務組合規約の中の2点について変更するもので、規約の第3条に共同処理する事務という定めがあり、本年4月から障害者自立支援法が施行されて児童福祉法の一部が改正され、なすの園の運営がこの障害者自立支援法の障害者福祉サービスという位置づけで運営されていくということになったことによる変更と、規約第7条の収入役に関する規定で、大田原市が収入役を置かないため那須塩原市と那須町から収入役を選任するということになるが、3市町からそれぞれ選任できるようにと規約の変更を行うものです。

委員より、今までの児童福祉法から障害者自立支援法に改めることでなすの園は障害者自立支援法におさまるサービス内容になっているのか、一般施策としてやっている相談事業やリハビリなど支援費に上乗せしてやっていた部分のところが、障害者自立支援法に従った設置の施設になったときに事業がその部分やれなくなってしまうことはないかとの質問があった。当然、その上乗せ部分がカットになるということは考えられないので、3市町でそれを負担していくという考え方でいくと思うとの答弁がありました。全員異議なく承認いたしました。

次に、陳情第1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（議会決議）について申し上げます。

委員の意見としては、陳情書そのものを協議会でみんなで勉強した中で人権侵害に対する救済は必要であるということは十分理解できた。那須塩原市独自の内容をつくって提出するというような方向が一番理想ではないかと考える。現在起きて

いる差別という部分のところをきちんと踏まえて、今の日本が持っている法制度だけでは救済されない人がある、早急に法整備をすることについて賛成である。改善しなければならないことが書いてあると思うので表現を那須塩原市らしい表現にして意見書を出せばいいのではないかと。人権というものに関しては我々がもっと被害者側に立ってやっていかななくてはならないのではないかと、痛感する部分がある等がありました。全員異議なく採択いたしました。

最後に、陳情第5号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書についてを申し上げます。

意見としては、この陳情書を見ると細かいところまで具体的に理解するのは難しいところもあるが日本の建設業界の難しいところを端的に訴えている、下請業者を救済していくという意味では重要なことだ。また、公共工事もある意味民間と同じような入札ということをしたときに、下請のところにしわ寄せが行くという時代になってきたので公共工事というところで陳情を出してきたと思う。どこが出してきたかではなくて内容で判断することでよいのではないかなどがありました。全員異議なく採択いたしました。

以上が、総務教育常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。  
27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようご

ざいます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成18年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件5件、その他案件1件、陳情2件の8件であります。

これらを審査するため、6月19日午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、課長の出席を求め、審査を行いました。

まず、生活環境部について申し上げます。

議案第64号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第64号は、大学の校名変更及び野岩鉄道会津田島線の駅名の変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

質疑では、上三依塩原温泉口駅とした理由に対して、野岩鉄道から温泉口に改めたいと要請があったとの答弁がなされました。また、討論では、野岩鉄道の施設の名称変更、大学も校名の変更に伴うもので、やむを得ないものであり賛成するととの討論があり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第65号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第65号は、黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例の規定に合わせるため条例の一部を改正するものであります。

討論の中で、条例の規定に合わせた改正であり、賛成するととの討論があり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第66号 那須塩原市手数料条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第65号は、石綿による健康被害の救済に関

する法律が施行されたことに伴い、戸籍記載事項証明が必要になる。これらの申請に必要なものに関して免除するために、条例の一部を改正するものであります。

質疑では、該当者についての質疑に対して、現時点で申請はないとの答弁がなされました。議案第66号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第70号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第70号は、市営那須塩原駅西口駐車場について管理方法を変更するため条例の一部を改正するもので、人員管理から機械管理にするものであります。

質疑では、長期間置いている方への対応の質疑に対し、条例上7日以上は遠慮いただくということで、現地での周知をしているとの答弁がなされました。議案第70号は、全員異議なく承認されました。

次に、市民福祉部について申し上げます。

まず、福祉担当の議案第69号 那須塩原市児童クラブ条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第69号は、太夫塚地内に整備を進めている体験学習施設が平成18年9月1日から供用開始になる、それに合わせて、東小学校内に設置している東児童クラブを同施設内に移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

質疑では、移動することによって受け入れ人数等はふえるのかとの質疑に対して、現在の定数は40名であり、新たな施設に移っても定数は40名であるとの答弁がなされました。議案第69号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第72号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についての審査結果について申し上げ

ます。

議案第72号は、障害者自立支援法の制定に伴い児童福祉法の一部が改正され、事務組合が行う児童デイ・サービス事業が障害者自立支援法の障害者福祉サービスとして規定されたことによる規約を変更するものであり、全員異議なく承認されました。

次に、保健担当の議案第65号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第65号は、西那須野保健委員会が本年3月31日をもって解散になったことに伴い、条例別表の保健委員の項を削除するため条例の一部を改正するものであり、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書の審査結果について申し上げます。

意見の中で、健康を維持するためにしっかり予防を行うこと、これ以外に医療費の削減の道はないと思う。やはり健康弱者などの人々にしっかりとフォローができるような形での栄養指導があってほしいなどの意見が出されました。

討論では、我が市にとって健康で充実した保健医療、生活を営む点からすれば管理栄養士を置くべきである。いろいろな面で健康弱者に対しても適切なアドバイスをしていただくためにもぜひとも管理栄養士は必要だと思ふなどの討論がなされ、全員異議なく採択と決しました。

次に、陳情第4号 最低保障年金制度創設を求める陳情書の審査結果について申し上げます。

意見の中で、2005年10月現在1,136自治体、46%の議会が採択している、ぜひ採択していただきたい。陳情項目が4項目出ており十分わかることだが、国のほうでもいろいろな方向を考えているので、慎重審議にしたいので継続審議にしたい

と思う。4項目全般にわたり見ていくと消費税に頼らないという部分でも論議がされている、特に3番の無年金・低年金者に支給することについては、年金は納めてもらうのが当然の義務である、その辺のところも時間をかけて審査すべきであるなどの意見が出されました。

討論では、消費税はほとんど福祉に使われない現状がある、一番の生活弱者にとって消費税でこういう年金をつくっても苦しめるものになるので消費税によらないというのが入っていると理解している、ぜひ採択していただきたい。目的税として福祉に関する消費税のあり方というものも考えられる、この4項目をもう少し時間をかけて協議をするため継続審査としていただきたいなどの討論がなされました。

陳情第4号は、採決の結果継続審査と決しました。

以上が、福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

訂正がございます。

議案第66号のところを議案第65号と申し上げたそうですので、ご訂正をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

平成18年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案1件、

条例案件1件、その他の案件1件の計3件であります。

これらを審査するために、6月19日午前10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入では、15款2項4目農業費補助金と同じく15款2項7目観光費補助金であります。

歳出では、6款1項2目地域資源総合管理施設整備事業（アグリパル）のトイレの改築で、特に女子トイレが不足していることから、増改築を行うための工事費等であります。

委員からは、アグリパルの外トイレの通路が狭く使いにくいとの声が頻繁に聞こえてくるので、使用しやすい設計にさせていただきたいとの意見が出されました。

6款1項10目農村環境計画策定事業費補助金では、むらづくり交付金事業を来年度の新規採択を受けるに当たり農村環境計画がなくては今後難しくなることから、今回の補正で策定するものであります。事業費は500万円のうち75%が国・県から交付されます。

議案第63号は、全員異議なく承認されました。

次に、議案第66号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

従来から無料であった農業者年金の申請時に必要な戸籍事項の証明手数料に関し、農業者年金法から独立行政法人農業者年金基金法になったため、農業者年金受給関係添付書類の戸籍等の証明書について無料にする規定を加えるものであります。

議案第66号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第73号 普通財産の貸付けについて申し上げます。

財団法人畜産環境整備機構が競馬振興会からの補助金を受け整備してきたもので、2戸の農家が委託を受け行ってきた実証試験等の完了に伴い、それらの施設を市が無償で畜産環境整備機構から譲与されましたが、平成21年まで拘束期間があるため市から2戸の農家に貸し付けを行うものであります。

議案第73号は、全員異議なく承認いたしました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会に付託をされました議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成18年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託をされた案件は、予算案件1件、条例案件1件、その他の案件1件の計3件であります。

これらを審査するため、6月19日午前10時より第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

これは、建設部都市計画担当のみであります。

歳入の不動産売り払い収入は、栃木県が事業を進めている3・3・2黒磯那須北線道路改良事業に係る市有地の買い取り申し出が県からあり、事

業促進を図るため、早期に売り渡すものであります。また、売り渡し面積は4筆で919.8㎡、地目は山林であります。

歳出では、栃木県に売り渡す3・3・2黒磯那須北線事業用地の立木処理に係る費用である旨説明がありました。

議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第71号 那須塩原市下水道条例の一部改正について申し上げます。

本条例の改正は下水道法の一部改正に伴うもので、その内容は、水質汚濁防止法等に規定する特定施設等における有害物質や油等が公共下水道に流入するなどの事故が発生した場合、その応急対応や事故内容の届け出が義務づけられたものである旨説明がありました。

議案第71号 那須塩原市下水道条例の一部改正については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第74号 市道路線の廃止及び認定について申し上げます。

廃止路線2路線は、道路整備により基点が変更となるため一たん廃止をするものであります。路線認定10路線は、道路整備により路線が2つに分かれたため一たん廃止をし2路線で再認定するもの4路線、那須塩原駅西地区区画整理事業に係るもの2路線、農道の拡幅完了に伴うもの2路線、一般国道400号中塩原バイパス建設に伴うもの1路線、第二期ごみ焼却施設関係に伴う進入路が1路線の計10路線である旨説明がありました。

議案第74号 市道路線の廃止及び認定については、全員異議なく承認いたしました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。各議員におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い

申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 総務教育委員会の報告の中の陳情第5号について質疑いたします。

公共事業における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書ということで、提出するという報告がありました。その中で、記、1番の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を実施することという意見書を出すということですが、この中の実効ある施策、この内容はどういうことか、また、どのようにとらえて討議されて意見書を出すということになったか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

24番、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） お答えします。

公契約法、公共工事における実効ある施策でございますが、この文言の意味については委員会の中では特に意見等はございませんでした。したがって、説明という形では私のほうからは答弁できないのではないかと考えております。

ただ、委員長として思うのは、公共工事における賃金等の確保・労働条件、こういったことの総体的なことが実効ある施策としてというふうな意味合いかなど、委員長の判断としてはそのように考えております。委員会の中では、意見については特に出ませんでした。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 委員会の中で審議・討議がされない中で意見書を出すということがあってよろしいのでしょうか。今、委員長の個人的な見解は何いしましたが、委員会として審議しないままこの意見書を提出していいのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） ちょっと申し上げます。意見、審議内容についてお聞かせ願いたいと思います。

24番、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） 答弁いたします。

先ほど登壇しまして、委員長報告として報告はしておると思います。委員の主な意見については、何点かご説明したと思っております。

慎重な審議をしていないと、これについては、大変委員会としても問題ある発言かなというふうには、私は思います。委員会に付託をされて、委員会で審査をしたものについてご報告したわけでございます。審査を全くされていないということに関しては、取り消していただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 全く審議されていないという表現をさせていただいたのは、この実効ある施策の内容について、審議されていないというふうにとらえていただきたいと思っております。

その中で、この実効ある施策について中身も討議しないまま提出してよろしいのでしょうかという意見でございます。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛君に申し上げますが、ただいまは報告内容についての質疑でございます。提出については採択するかされないかと、これはまた別の項目でございますので、陳情書の

中身で審査をしていきたいと思っております。

報告に対しての質疑でございますので、その報告の内容についての質疑を受けております。

そのほかに。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 総務教育常任委員長にお伺いします。

陳情第1号のところ、勉強した中で、独自の表現をした、改善しなければならないところがあったということについて、詳しく教えてください。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） 細かいところまではお答えできるかどうかわかりませんが、委員会のほうのいわゆる委員さんの意見としては、この陳情が一定の団体のため、あるいは利益、そういった性格の陳情ではなくて、人権侵害として憲法で保障されております基本的人権、こういった観点から大きな意味合いの人権侵害と考えてこの陳情を受けとめていったらいいのではないかと。それが、那須塩原市独自でというふうな見解だと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） よろしいですか。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） もう一つのほうの、改善しなければならないところというのは。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） もう一度、すみません。改善しなければならないというのは、どのような……。文言の中なのか……。

○議長（高久武男君） 再度。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） どのようなことを言っているのか。

あくまでも、報告に対しての質疑だと思うんですよ。私が報告した内容のことについてなのかど

うか、その辺もあわせて、ちょっとお願いします。

○議長（高久武男君） 高久好一議員にちょっと申し上げます。ただいまは常任委員長の報告・審査内容についての質疑の時間でございますので、審査内容について質問してください。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 委員長報告の中に、原案のままでは、改善しなければならないところがあったということなので、それがどこなのかお伺いしたいということです。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） その件に関しましては、陳情書として既にこちらに上がってきておりますが、その陳情書を委員会で審査をした結果、その審査した内容の中で、いわゆる陳情書そのもの、原文すべて変わらずということではなくて、先ほど申し上げましたように、一部の問題、一部の団体、こういったことに帰属するような文言が例えば主流を占める場合には、基本的人権として、人間として幅広い擁護をするために、物事の考え方を変えた意見書として考えていったらどうか、このことだと思いますが。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 了解です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

初めに、議案第63号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）から議案第74号 市道路線の廃止及び認定についてまでの12件について

は、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第63号から議案第74号までの12件については、総務教育、福祉環境、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第74号までの12件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

陳情第1号の採択に反対する討論です。

3月議会で継続審議になり、私が、人権擁護どころか人権侵害法案になると、不採択を求める討論をした陳情です。

政府が今国会に再提出しているものの、世論の批判が高まり、自民党、公明党内でも異論、反対の声が続出し、最終答申が出されてから5年間手がつけられない状態が続いています。現在、与党の中でも審議すらしている様子もない、マスコミも全く報道しない、珍しい議案です。法案は、今国民が求めている迅速な人権救済には役立たず、国民の言論、表現の自由を脅かす根本的な問題、欠陥を持っているからです。

前回、小山市で提出され採択されているとの報告がありました。毎月皆さんに配られる全国市議会旬報の3月号の意見書決議の採択によれば、人権侵害救済法の早期策定として採択したのは、全国で3市のみの報告があります。

法務省の外局につくられる人権委員会が、不当な差別や虐待など人権侵害の救済に当たると言い

ます。官庁や企業による不当な差別的取り扱いを規制するのは当然ですが、法案は市民の間の言動、表現の活動まで規制の対象としています。

何を差別とするかは、裁判でも判断が分かれる微妙な問題です。ところが、差別の定義はあいまいで、人権などを理由にした侮辱、嫌がらせ、その他の不当な差別的言動というものです。差別と判断するかは委員会任せです。幾らでも恣意的な解釈と適用が可能です。中でも、相手を畏怖させ困惑させ著しく不快にさせるものは、差別的言動の助長、誘発する者は、差別助長行為として、予防を含め停止の勧告や差しとめの請求、訴追ができる仕組みです。市民の間の言動まで差別的言動として人権委員会が介入し規制することになれば、国民の言論、表現の自由、内心の自由が侵害される恐れがあります。

差別を口実とした市民生活への介入といえ、部落解放同盟が一方的に差別的な表現と断定し集団的につるし上げる研修会の参加を強制させる確認会、糾弾闘争が問題になりました。糾弾は、学校教育や地方自治体、出版、報道機関、宗教者などにも及び、校長の自殺など痛ましい事件が起きたにもかかわらず、糾弾闘争は現在も後を絶っていません。

部落差別が許されないのは当然ですが、差別は空気を吸うように存在する、部落民以外はすべて差別者を口実に、国民の内心の自由まで侵す一方的な研修、確認、糾弾などは認めてはなりません。部落解放同盟が糾弾会、確認会と称する集団的つるし上げを繰り返してきたことは、兵庫県八鹿高校での教職員に対する暴力事件、津田一朗羽曳野市市長の監禁事件なども明白です。

宮澤元総理はまれに「部落解放同盟問題で言うべきことを言い共産党さんたちは立派に活動されてきた」と静かに語る姿をテレビで見たことがあ

ります。

部落解放同盟に都合の悪いことは新聞・テレビが報道しない解同批判タブーが今もあります。新聞赤旗以外報道できない状況が今も続いていますから、多くの人が知るよしもありません。

5月に大阪市で、部落解放同盟の幹部が大阪市の駐車場の業務委託による不正利得疑惑で逮捕されました。年間2億円もの額が詐取され30年も続いた事件です。議会での質問が繰り返されていたにもかかわらず、対策がとられることはありませんでした。

ほかにも、解放会館などにかかわる土地の転がし疑惑、同和温泉への高額補助金の不正支出疑惑、ともしび福祉会運営の特別養護老人ホームの用地を市が買い上げて無償で貸与するという厚遇疑惑などがあります。さらに、逮捕された部落解放同盟の幹部やその妻、元暴力団組長などらのために保険証をだまし取ったとして、大阪府警は19日、詐欺容疑で大阪市人権文化センターの館長を逮捕、部落解放同盟の幹部は再逮捕されました。市職員の逮捕は初めてです。部落解放同盟の幹部と市側の癒着が浮き彫りになりました。今回の逮捕事件に関しても、新聞・テレビの報道を見たと言う人を私は聞いていません。

今回の法案は、部落解放同盟の運動に悪用されかねません。人権擁護法案どころか、逆に人権侵害法案になることが心配されます。報道機関による過度取材の部分を凍結しても、差別を口実にした出版、報道への事前差しとめなども可能です。メディアへの介入、規制の危険には変わりはありません。国民の言論、出版、その他の一切の表現の自由はこれを保障するという憲法第21条に抵触するような法案は、到底認められません。

また、人権擁護のために最も必要な公権力は、大企業による人権侵害の救済には全くの無力の法

案です。人権委員会の法務省や外局では、同省の管轄下にある刑務所などの人権侵害を救済できないことは明らかです。警察や防衛庁による思想・信条の自由やプライバシーの侵害がしばしば発生していますが、勧告、公表などの特別救済の対象外です。我が国の人権状況は、憲法で保障された基本的人権が自民党政治のもとで著しく侵害されています。

職場に憲法なしと言われる日本の大企業では、賃金、雇用などの女性への差別、思想・信条による差別が依然としてまかり通っています。警察の自白強要のための過酷な取り調べ、警察内留置場は国連でもなくすようにと何度も勧告されており、悪名高い日本の代用監獄は、「過労死」と共に世界の共通語になっており、冤罪の温床にもなっています。刑務所での人権侵害も後を絶っていません。薬害エイズへの加担、ハンセン氏病患者に対する隔離政策など、行政機関がかかわった被害も深刻です。横行する人権侵害も、厚生労働省などの行政に任せて、救済の対象にしていません。

メディアの規制条項を許さず、報道被害の問題は報道機関の自主的な取り組みを基本とするべきです。法案は、日本ペンクラブ、言論表現委員会、人権委員会を初め、メディアにかかわる6団体も、安易に表現の自由への規制を法制化しようとするものとして引き続き反対しています。

真の人権救済はどうあるべきか、問題を根本から議論し直し、ほとんどの国民が安心して合意できる真の人権救済の仕組みをつくることこそが求められています。

3月議会で私が不採択とすべきと討論を行いました。継続審議とされた2日後、鳥取県議会は全会一致で人権擁護法案を凍結にしました。本条例は一度も使われることなく凍結されたことになると報道されました。理由は、審議が拙速で浅か

ったのと、弁護士会長の声明、県内マスコミ15社の共同声明が発表され、県に抗議のメールやファクスが相次ぎ、人権侵害の恐れがある条例として年始末の2か月間で2万1,800筆の署名が提出されました。

部落解放同盟は、利権や汚職、暴力団とのつながりが絶えず指摘されてきた団体です。全国水平社の流れを受け継ぎ、暴力や汚職を否定する国民融和の立場に立った全解連の活動が急速に広がり、関西での活動の足場を失った部落解放同盟が、糾弾闘争を維持しようと、市民の言動まで規制するための法案です。これに迎合する立場に立ち、後世に禍根を残すことがあってはなりません。

真の人権擁護を求める立場から、陳情第1号の採択に反対するものです。

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書についての陳情に対しての賛成討論をいたします。

日本は、国際人権規約を初め、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約等、国際人権文書に加入しています。そして、その国内法としての効力を認めながら国内の実施が効果的に行われているとはいえない状態で、さまざまな差別、人権侵害が解消されない現状があります。このことから、人権侵害の被害を救済する法制度の確立を求める広範な運動が展開されたと思われます。

そんな中、人権擁護推進審議会の答申を受けて、第154回通常国会に人権擁護法案が上程されました。

しかし、この法案は、新たに設置される人権機関の独立性や実効性の欠如、メディア規制などの

問題も指摘されるなど、問題だらけでした。そのため、国内はもとより、国際的にも抜本修正を求める世論が高まり、結果的にこの問題な法案は平成15年10月の衆議院の解散により自然廃案となりました。

先ほど、高久議員が法律、法案といていたものは、このものを指しております。

今回の陳情は、問題となったため廃案となった人権擁護法案そのものではなく、問題となった内容を抜本的に修正した「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求めるもので、そのための意見書の提出を求めるものです。

本陳情に対して、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例を先ほども引き合いに疑問を持たれたようですが、本陳情の内容は人権侵害や差別を助長するような鳥取県条例とは違っております。

また、この陳情は、陳情団体の性質から誤解する人がいるようです。この団体は、本陳情の内容と関係ない事例を引き合いに出されていることから、いまだに差別的な扱いを受けていることがうかがい知れます。

でも、私は、陳情団体が合法的な活動団体であることで、団体自体の評価はいたしません。純粋に陳情内容を審議させていただきました。

審議内容を精査しますと、広く人権侵害の被害救済を求めるもので、1993年の国連総会で日本政府も賛成し採択された「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」を踏まえ、政府からの先ほど問題になっていた独立性、判断の迅速性、専門性を伴った実効性のある新たな人権委員会の設置を求めるなど、理解できる内容でした。

さきに討論された高久議員が反対した根拠とは、第154回通常国会に提出され問題があるとなって廃案とされた内容を根拠に、先ほど討論を述べて

いられたようですけれども、本陳情も廃案となった法律案には問題があると明確に表明しております。ですから、当委員会でこの陳情の内容自体は問題はないと判断いたしました。

我が国に依然として残る部落差別、在日外国人差別、女性差別といった3大差別や障害者差別、社会問題になっている児童虐待やドメスティックバイオレンス、熊本県におけるハンセン病元患者に対する宿泊可否問題、犯罪被害者やその親族等に対するプライバシーの侵害、京都府で起きた戸籍謄本不正取得による結婚差別事件、最近ではインターネットを使った同和地区出身者への差別など、さまざまな人権侵害が起きていることを考えますと、人権侵害救済制度確立のために、実効性ある正しい「人権侵害の救済に関する法律」を早期に制定されることを望んでいますこの陳情の趣旨は、理解できるものです。

よって、本陳情を採択することに賛成です。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。

起立多数。

よって、陳情第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第2号について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、市町村管理栄養士設置に関する陳情に対して、賛成討論をいたします。

栄養士の配置について、3月議会での私の市政一般質問において、市民福祉部長は、管理栄養士の必要性は認識しているので今後十分に検討していきたいと答弁していました。また、他市の配置状況でも、宇都宮3名、足利、栃木、日光、小山、真岡、大田原と、町でも益子、茂木など配置をしていると答弁し、配置に前向きな姿勢を示していました。私は、執行機関が配置に前向きなら、管理栄養士設置に関する陳情に関しては何ら障害もなく採択されるものと思いき、一般質問を終了いたしました。

しかし、福祉環境常任委員会はなぜか管理栄養士設置に関する陳情を継続審査としてしまいました。

でも、6月20日号の広報において、平成19年度職員採用で管理栄養士を既に募集しております。執行機関は、陳情の結果いかにかわらず、管理栄養士が必要であるため募集をしたと解釈されます。

第三期高齢者保健福祉計画では、人口の高齢化が急速に進展する中、食生活や運動習慣等を原因とする生活習慣病がふえており、その結果認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が増加している。そのため市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間、健康寿命の延伸を図れるように、すべてのライフステージにおいて対

策が重要になる。このことから、発病を予防する一次予防に重点を置いた健康づくりを推進していくと述べております。そして、その中で一番最初に、栄養、食生活を挙げています。

その内容は、食生活はがん、心疾患、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病、高齢者の低栄養状態の改善などの上からも、国民の食生活指針に基づく栄養バランスのとれた食事の普及、啓発や、医療機関、地域等との連携した望ましい食生活実践への支援、環境づくりを行うとしております。

このことを考えても、専任の管理栄養士としての職員配置は必至ではないでしょうか。そのため早急な職員募集と思われま

本来でしたら、この状態をわかっていたなら、3月議会で採択すべきだったのでしょうか。しかし、継続となってしまいました。そのために、6月議会で陳情を採択しても、現状を追認するだけです。

採択する時期を失った陳情としてしまいとても残念ですが、結果的には管理栄養士が配置されることになりましたので、陳情者に敬意を払い、市町村管理栄養士設置に関する陳情に対して賛成いたします。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第2号については、福祉環境常任委員長の報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第4号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

最低保障年金制度創設を求める陳情書、陳情第4号に対する賛成討論です。

私の所属する福祉環境常任委員会では継続ということになりましたが、私は採択を進める立場で討論をいたします。

私たち日本共産党は、昨年の総選挙には最低保障年金制度を5万円という政策を掲げて戦いました。今回、年金者組合から最低保障年金8万円の創設を求める陳情書が出てまいりました。

どうする年金、どうなる年金。年金が壊れてきたのには理由があります。生まれたときから欠陥商品、土台がぐらつく年金制度だったのです。

収入がなくても保険料を義務づける。払えなければ年金は出さない。こんな制度では、年金のない人や少ない人が生まれるのは当然です。さらに大量の無年金、低年金者が生まれてきます。保険料が納められない人が1,000万人を超えています。毎年、保険料の値上げで保険料の払えない人がふえています。

財界がねらう公的年金制度の破壊は、基礎年金1階部分を全額消費税でまかないます。保険料による2階部分を民営化するというのが、財界の主張です。これでは公的年金制度の破壊です。だから、安心の年金制度をつくろうと、年金者組合は提案したと言います。

最低保障年金とは、保険料なしでだれもが受け取ることができる年金です。今の制度では、保険料を25年以上払わないと年金は受け取れません。そのため、無年金や低年金の生活できない人が大勢います。最低保障年金は、保険料なしで、年をとったらだれもが受け取る基礎的な年金です。これで、すべての人の老後の生活が保障されます。

最低保障年金の提案の6つのポイント。1、すべての日本国居住者が対象。2、最低保障年金は

60歳から支給を始めます。現在の老齢基礎年金では、65歳からが支給です。3、最低保障年金は1人毎月8万円。現在の老齢基礎年金は満額でも6万6,000円です。国民年金だけの平均は、4万6,000円です。4、外国人も日本に20歳以降10年以上住んでいれば、老後を迎える人は最低保障年金の対象です。消費税は使いません。収入の低い人ほど負担の重くなる消費税は、最低保障年金の財源としては使いません。

こうした財源は、税金の集め方と使い方を変えれば、最低保障年金の財源はつくれます。税金の集め方をちゃんと改めると、むだな公共工事や社会保障に回せます。日本の公共事業は、GNP比でフランスの2.8倍、ドイツの3.7倍、イギリスの12倍です。道路特定財源を一般財源とし、むだな公共事業をなくし、社会保障費に回すべきです。

むだな公共事業でこれだけ回せます。道路特定財源の一般財源化、むだな公共事業費の削減、軍事費その他の削減、合計8兆617億円。

憲法第9条を持つ国にふさわしく。東西冷戦が終わり各国とも軍備を減らしています。その中で、約5兆円の軍事費を維持している日本は異常です。軍事費は、世界の主な国々が減らしてきています。1990年から2001年にかけて、削減率がアメリカは75%、イギリス72%、日本逆にふえて120.1%、フランス89.4%、ドイツ70.7%。米国防省共同防衛に対する同盟国の貢献度報告2002年度版からの資料です。

さらに、年金積立金を使えば。年金積立金は、厚生年金と国民年金を合わせると170兆円余り。50兆円弱の共済年金を加えると、全体で220兆円程度はあるものと見られます。

ところが、政府は2009年ごろまで少し減少させるものの毎年ふやして、2050年ごろには380兆円まで積み立てる計画です。厚生労働省が直接管理

する約148兆円の積立金は、直ちに年金改善に充てるべきです。

まだ続いている年金事務費への流用はやめるべきです。

日本の公共事業は、欧米の3倍から12倍です。

日本3.7%、アメリカ1.0%、イギリス0.3%、ドイツ1.0%、フランス1.3%。財政制度審議会への財務省の提出資料2004年10月25日付です。最低保障年金制度をつくろうの声がこんなにあります。

国連が、最低保障年金をと日本政府に勧告。2001年8月、国連の社会規約委員会は、日本政府に対して最低年金の導入、年金の男女格差の是正を勧告しました。2006年6月、日本政府はその報告を求められています。経済大国の日本で、無年金、低年金者が多いこと、女性の年金が低過ぎること、国際的にも問題にされているのです。

1,100を超える地方議会が、年金の改善を求めて国へ意見書を採択しています。2005年10月現在、1,136の自治体、議会の46%が、最低保障年金を含む年金制度の改善を求める意見書を国に提出しました。高齢者の貧困化が進み、多くの自治体が最低保障年金を求めるようになってきました。

指定都市市長会が、最低年金創設を提案。欠陥年金制度で、生活保護受給者がふえつづけています。そのため、指定都市市長会は、2005年7月、無拠出で一定年齢で支給する最低年金を創設することを提案しました。提案は、憲法第25条の理念を掲げ、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障することは政府の責任であり、老後の生活保障のために最低年金が必要であるとしています。この点でも、年金者組合の主張は私たちの主張とも重なるものです。

市議会旬報によれば、3月議会で3市が採択し、栃木県では佐野、鹿沼、旧日光市、旧足尾町、旧烏山町、大平町が採択をしています。6月の議会

で栃木市、下野市が採択をしています。

よって、陳情第4号の採択に賛成するものです。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第4号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、陳情第4号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、陳情第5号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書、陳情第5号に対する賛成討論です。

だれもが人間として尊重され、人間らしく生きることができる社会を目指して、再生産可能な経済社会を構築することを求めています。

景気は回復したといっても都会の大企業だけの話で、まだ私たちの周りではその実感がありません。デフレ経済のもと、建設業全体の回復はまだ遠く、受注競争の厳しさから公正な取引規約が無視され、指し値の蔓延、現場で働く人々の労賃、労働条件が大きく切り下げられ、生活が危機に瀕しています。

建設労働者からは、今は食いつないでいくのができればいいという言葉が、説得力を持って聞こえてきます。公共工事で働く労働者の生活を支える賃金、労働条件が確保されることが何よりも必要です。こうすることが、建設産業に健全な発展

と公共工事が適正に行われる保障となります。

多くの国では「公契約に係る賃金を確保する法律」、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。日本でも、この趣旨を生かした実効ある規約の制定が必要です。

建設業を健全に発展させ、工事の安全や品質の確保と、雇用の安定や技術の伝承が行われやすくできるよう、国及び関係機関に意見書を提出することが求められています。

よって、陳情第5号の採択に賛成するものです。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第5号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決しました。

#### ◎議員の派遣についての採決

○議長（高久武男君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

未来21代表の水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 20番、水戸です。

会派行政視察実施計画……。

〔「失礼します。ちょっとその点」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） すみません。許可が出ますので、それについて皆さんに諮りますので。

未来21代表の水戸滋君、創生会代表の菊地弘明君、及び敬清会代表の平山英君、並びに清流会代

表の松原勇君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りをいたします。

これを許可することで異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり、これを許可することに決しました。

#### ◎議会運営委員長の報告

○議長（高久武男君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、6月22日午後1時より、第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

本定例会の追加議案は、市長提出の報告案件が5件であり、すべて即決扱いといたします。

以上が、追加議案に対する審議の結果であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

ここで、資料を配りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時32分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎日程の追加

○議長（高久武男君） 追加議事日程第1号に入ります。

—————◇—————

#### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、

##### 討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第1、発議第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君登壇〕

○24番（植木弘行君） 発議第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について説明をいたします。

本意見書は、憲法で保障された基本的人権の尊重を遵守するためにも、「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」を踏まえ、独自性、迅速性、専門性を備えた実効性ある新たな人権委員会の設置や、人権擁護委員制度については、効果的な人権擁護の観点から、国、地方公共団体、その他関係団体等と緊密な連携を図り、人権救済の積極的推進を期すこと等を内容とした「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求めるものであります。

議員各位には、よろしくご理解の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑がないようですので、質疑を終了することで異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

討論がないようですので、討論を終結することで異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

発議第3号については、原案のとおり決することで異義ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、

##### 討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第2、発議第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君登壇〕

○24番（植木弘行君） 発議第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について説明をいたします。

本意見書は、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために、公共工事における新たなルールづくりとして、1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

2. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めることを求めるものであります。

議員各位には、よろしくご理解の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

発議第4号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎報告第22号～報告第26号の

### 上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第22号 専決処分の報告についてから日程第7、報告第26号 専決処分の報告についてまでの5件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第22号から報告第26号までの5件を一括議題といたします。

本案について、説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第22号から報告第26号まで一括してご報告を申し上げます。

これらの議案の概要につきましては、昨日の議会運営委員会でご説明をさせていただいたところでございます。

これら5件の報告案件につきましては、去る4月11日から翌日の12日にかけて、鍋掛地内で発生した車両物損事故に関し、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

事故の状況につきましては、5件とも普通乗用車が走行していたところ路面のくぼみにより車体が破損したものであります。

協議の結果、それぞれ市側40%、相手方60%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金として報告第22号につきましては2万1,252円を、報告第23号につきましては12万1,128円を、報告第24号につきましては6,762円を、報告第25号につきましては2万118円を、報告第26号につきましては3万2,340円を市側から相手側に支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をしたところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

大変失礼いたしました。

昨日の議会運営委員会ではなくて、議員全員協議会でございます。大変申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 報告、説明が終わりました。

---

◇

### ◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で平成18年第2回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたします。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成18年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月9日から本日までの15日間にわたりまして開催されました第2回市議会定例会も、本日無事閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成18年度一般会計補正予算のほか本日追加提案いたしました報告案件を含め39件の案件につきまして慎重に審議をいただき、さらには原案のとおり決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、会派代表質問、さらには市政一般質問の場におかれまして、多くの議員から貴重な提案やご指摘をいただき、議案の審議の過程におきましてもさまざまなご意見がございました。ご提案やご意見につきましては十分に検討をし、今後の行政運営の中で反映させていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

さて、本格的な雨のシーズンを迎え、梅雨前線の影響による長雨や台風による大雨など、豪雨による災害に一層の警戒を要する季節となりました。この時期、各地区の消防団において火気点検やポンプ操法競技会を開催いたしますが、正規の消防、防災体制の総点検を行うことにより、地域住民の生命、財産の保護に万全を期すとともに、地域防災計画を基本として、今後とも災害に強いまちづくりを目指して努力をまいります。

また、昨年8月から整備を進めてまいりました塩原温泉湯っ歩の里がまもなく完成を迎えます。全長60mを誇ります日本最大級の足湯のほか、さまざまな形で温泉を体験できる観光の拠点として、8月1日にオープンをいたしますが、塩原温泉はもとより市の観光行政の一層の振興を図るため、施設の管理・運営等、積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。第2回那須塩原市議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る6月9日から15日間にわたり開会されました平成18年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼申し上げるものでございます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますように要望いたすところでございます。

これもちまして、本定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さんでございました。

閉会 午前11時45分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年6月23日

議 長 高 久 武 男

署 名 議 員 玉 野 宏

署 名 議 員 石 川 英 男